

安全運行基準

- (1) 一日あたりの走行距離は 490 km以内とする。
- (2) 一日あたりの拘束時間は 1 3 時間を基本とし、最大 1 5 時間までとする、また 14 時間を超える日は週 3 回以内とする。
- (3) 一日あたりの実運転時間(休憩・食事・観光時間などを除いた実際の運転時間)は 8 時間 45 以内とする。
- (4) 2 時間の走行につき 1 5 分間以上の休憩を設定することとする
(連続走行は 3 時間 5 0 分を限度とする)

例外措置の取扱い

一日あたりの実車走行距離が 490 km以上、または一日あたりの拘束時間が 1 5 時間を超過する場合は、運転手 2 名体制にて旅行実施するものとする。

連続する 2 日間以上の乗務

厚生労働省が定める基準より厳しい範囲内、運転手の一日あたりの実運転時間(休憩時間などを除いた実際の運転時間)は 8 時間 45 分以内とする。したがって、連続する 2 日間において一日あたりの実運転の平均が基準を超える場合は、必ず運転者 2 名体制とする。ただし、連続する 2 日間(前後とも)の一日あたりの平均実運転時間が 8 時 45 分以内であれば、運転手 1 名による運行が出来るものとする。

その他

道路交通法の改正により、シートベルトの着用が義務化されております。法律の趣旨をご理解いただきまして、バスご利用の皆さまにもシートベルト着用のご協力お願いいたします。

令和 7 年 4 月 1 日

ホノルル急行株式会社